

## 介護保険制度改正に向けて「お泊まりデイサービス」の現在の論点

オブアワーズ

！2011年2月22日！個別ページ！トラックバック  
(0)【介護・福祉最新情報】

「お泊まりデイサービス」は、24時間地域巡回型の訪問サービスと併せて介護保険の適用が検討されており、平成24年度から介護保険内で扱うことが検討されていましたが、実施は難しくなりました。

現在の「お泊りデイサービス」とは、通常の「デイサービス（通所介護）」に、宿泊機能をつけたものです。デイサービス自体は介護保険の対象ですが、お泊りしている時間帯は介護保険制度のサービスではありません。自費サービスとなるため、宿泊価格の設定も自由にできるようになっています。このようなサービスがここ数年で全国的に増えています。

なぜ、そういったサービスが増えているのか、考えられる理由として、①ショートステイの空きが少ない、②なじみのない場所では混乱する認知症の方が利用しやすい、などが挙げられます。また、特養やショートステイを使うよりも、小規模の通所介護事業所の1日の単価の方が高いという実態もあります。さらに、デイサービスに宿泊することで、自宅へ送迎することもなく、事業所としても職員の業務が軽減されることとなります。こういったことから、特養の入所待ちにお泊りデイサービスを連泊で利用するという介護保険制度の趣旨と違った使い方がされているのも実情です。

デイサービスに宿泊の機能を持たせることは、小規模多機能型居宅介護とのすみ分けにおいて、

訪問サービス部分がない以外は同じ機能を持つようになります。お泊りデイサービスを介護保険で適用することは、小規模多機能型居宅介護と非常に類似性の高い事業モデルであり、利用者のすみ分けが難しくなるのではないかと考えられています。

小規模多機能型居宅介護と現在のお泊りデイサービスで大きく違う点としては、お泊りデイサービスでは、一つの部屋に多人数で宿泊したり、職員体制も十分ではないなど、宿泊する高齢者の方々にとっては好ましくない環境で過ごさなければならぬということが挙げられます。

以下は小規模多機能型居宅介護とお泊りデイサービスの比較となります。(次ページ参照)

### 1. お泊りデイサービスが求められている理由

1. 介護保険外のサービスであるから規制がなく、宿泊の費用が安い。

2. ショートステイは利用希望が多く2か月前に予約しないと使えないなど、家族の病気や親類の葬儀など緊急時に家族の休息に使われるショートステイのサービスは緊急利用が難しいため。また、ショートステイなどの日頃使い慣れない施設では状態が悪化することもあるため、使い慣れたデイサービスを利用したい。

3. 認知症の人が泊まりも通いもできるよう作られた「小規模多機能型居宅介護」は開設要件が厳しく、数が増えないため利用できる事業所が無い。

### 2. 現在のお泊りデイサービスの問題点

1. 男女を同じ部屋で宿泊させたり、宿泊専用の

内容	小規模多機能型居宅介護	お泊りデイサービス（通所介護）
特徴	登録した利用者は通い・宿泊・訪問サービスの複合サービスを提供することができる。	介護保険外なので誰でも自由に利用できる。
メリット	通所介護に比べ、訪問、宿泊に対応でき複合的なサービスを提供が可能。	空きがあればいつでも利用が可能。
デメリット	介護報酬が定額制であり、利用限度額がないので、ケアプランの作り方、サービス提供の仕方により経費が左右されることもある。	指定基準が無いため、事故があった場合に対処できない可能性がある。
定員	登録定員 25人以下	制限無し。
人員	人員配置基準あり。	宿泊サービスでは基準なし。
設備	設備基準あり	宿泊サービスでは基準なし。
報酬	月単位の包括報酬額	自由に料金設定が可能。

部屋がなく、食堂や機能訓練室に簡易ベッドや布団を敷いて寝泊まりさせたりするケースがあるなど、環境整備がされていない。

2. 介護保険制度外のために人員配置基準が無い。

3. 宿泊する利用者の平均要介護度は要介護度が高い傾向があり、夜間のスタッフが緊急時に対応しきれない危険がある。

4. 通所（日帰り）を原則とする福祉施設のお泊まりデイサービスが、入所型施設に入れない高齢者の受け皿となっている。

これらのニーズと問題点を解決するために「お泊りデイサービス」を介護保険内で対応するかどうか議論されています。

「お泊りデイサービス」の名称で示された案は、既存のデイサービスの利用時間を現状の10時～17時から10時間以上延長し、「通い」でも「泊まり」でも利用できる24時間体制とするものです。利用者は顔なじみのスタッフがいる通い慣れた設備で宿泊することができ、急な残業や通勤などでデイサービスの送迎時間に間に合わな

い家族の負担を軽減し、レスパイトケアの充実を図ります。従来のショートステイもこれまで通り利用可能ですが、緊急時に空きベッドを確保することは困難なため、デイサービスを利用して急な預かりニーズに対応することを目的としています。

3. 在宅・地域密着型サービスのあり方をテーマに社会保障審議会介護保険部会で議論されている具体的な意見

- 「特別養護老人ホームの待機者がデイサービスで1カ月宿泊しているケースもある」

- 「同案は小規模多機能型居宅介護事業所の"訪問"がないだけで"通い"と"泊まり"は共通だ。介護報酬的にも定額制の小規模多機能型との整合性はとれるのか」

- 「ショートステイは半年前から予約を受け付けているが、それでも満員で利用者の預け入れにケアマネジャーは苦慮している」

- 「男女を同じ部屋で宿泊させていたケースがある」

- 「泊まりが必要なならショートステイ（短期入所）で対応すべきだ」

- ・「家族の病気や休息のためのサービスが必要」
- ・「介護負担が減れば施設入所の要望も緩和される」

このように、現在は平成24年度介護保険制度改革に向けて議論されている段階であり、今後の動向につきましては、情報が入り次第また取り上げていきたいと思っております。

## お泊りデイサービスFCに異議あり

2010-08-31 介護・介護労働

### 1. 「新しい発想と洗練された仕組み」

今、高齢者を安価に預かる宿泊付デイサービスが数を増やしているという。もちろんその施設はデイサービスであるから、そこでの生活は雑居生活となる。

この宿泊付デイサービスという形態を推移しているフランチャイズチェーンによれば、それは「新しい発想と洗練された仕組み」による「利用者本位のサービス」だといわれている。しかし、本当にそうなのだろうか。

それでは一体、高齢者の権利擁護や個室化の推進、あるいは第三者評価などこれまで10数年にわたる質の確保のための努力は一体何だったのだろうかと思いたくなってくる。

当人たちは「日本の介護産業はいずれ世界の手本となる日が来ることでしょう」とのんきだが、私には、かつての老人病院のように世界にもめずらしい日本の恥として登場してきているように感じられてならない。

### 2. 名前は宅老所でも実態は居住施設

このビジネスのキーワードは「高い収益性」という一語である。介護事業は儲からないものが相場といわれる世界にあって、「今まで積み重

ねた多大の情報とノウハウ」に正直興味をそそられる。しかし、実際にはその「ノウハウ」はいかにも陳腐なものだ。

民家を使った小規模デイサービスや自主事業として宿泊を行なうなど見た形こそ宅老所によく似ているが、実際は宅老所とは違って、入所機能をデイサービスの費用で賄う、安価で劣悪な居住施設のビジネスモデルなのである。つまり、彼らの言う「新しい発想と洗練された仕組み」とは、手厚く配分された小規模デイサービスの介護報酬をうまく利用したということにすぎない。

だから、このフランチャイズチェーンをめぐる問題は、デイサービス問題なのではなく、居住施設の費用をデイサービスの介護報酬でまかっているという問題であり、あるいは劣悪な居住環境の問題なのである。である以上、この問題の解決は簡単なものである。多くの宅老所が実践しているように、緊急のショートステイを例外として、デイとは別の宿泊施設を整備すればよいのである。それに金がかかるからとしてやらないというのであれば、儲け主義といわれてもやむを得ないだろう。

### 3. 背景にある事業者のモラルの崩壊

忘れてはならないことは、例えば、多人数を一室に住ませながら訪問介護で法外な料金をとる。郊外のマンションに寝たきり高齢者を自費で預かる。最近では、名古屋近辺の「寝たきりアパート」など、実はこのフランチャイズチェーンに似た事業の形は、表面に出ないだけで、これまでも常にあったということだ。

こうした事業者の存在は、その都度問題とはなったが、それでもなお、一部の儲け主義者ややり手〇〇系の人などのアングラ的な事業だと思われてきたのであって、少なくともまっとうなビジネスとして大手を振って世の中に登場しようとは考えられてこなかった。その理由は結

局のところ、制度上グレーゾーンであることもさることながら、この事業形態が社会的なモラルに抵触するのではないかという疑念を拭えなかったからである。

だとすれば、このフランチャイズチェーンの事業をめぐる本質的な問題は、こうしたグレーゾーンでの事業展開をむしろ積極的に新しいビジネスモデル（あるいは錬金術）と称して恥じないというその精神にあるのだろう。さらに付け加えれば、マスコミもまた、何の根拠もないままに、ただ増えているというだけで新たなビジネスモデルなどとしてもてはやしてきた。このフランチャイズチェーンの登場が示しているのは私たちの社会の急速な劣化なのである。

#### 4. 規制の要求ではなくもっと議論を

こうしたフランチャイズチェーンの跋扈については、費用がかかるからとして施設の整備を怠ってきた厚労省の政策の失敗にあることは明らかである。なぜならば、このようなグレーゾーンでの事業展開が、結局のところ個室だろうが雑居だろうが近くにあって何よりも安く（実際は安価ではないのだが）施設に預けたいという「家族のニーズ」に支えられているからである。そしてまた、そのことが「たまゆら」と同様に、質が劣悪であっても必要なのだから仕方がない（必要悪という妙な言葉！）としてその存在を許容する土壌を作り出している。

厚労省は在宅の破綻を小規模多機能施という「新たな施設」で代替しようとしたが、その代わりに普及したのが「宿泊付デイサービス」であるとすれば、これは悪い冗談に違いない。

しかし、それにつけても、際立つのは行政の無責任と無策であり、ことは、100歳以上の不明高齢者の問題とも共通している。行政は「保険外事業であれば管轄外」（厚労省）というが、制度外であることによって合法化され、劣悪なサービスが合法的であるという理屈は臍に落ち

ない。「保険外事業であれば管轄外」などというのなら、ことさら「自助・互助・共助・公助の役割分担」などと言つまらないことを言うべきではないだろう。

もちろん中には、いち早く対応を行なっている都道府県もある。例えば兵庫県では、連泊は3日まで、1か月の宿泊を月の半数までといったガイドラインを示しているし（健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 平成21年10月7日）、あるいは、三重県では介護事業所に対して「利用者を当該事業所に住ませた」として2週間の業務停止処分を行っている（平成21年4月17日）。そして、このことは、今後、行政による規制や小規模事業所の報酬の見直しが進むことを予感させる。

しかし、それでよいのかという疑念が最後まで残る。ひるがえってみれば、かつて、宅老所は利用者のニーズに応じてサービス提供を行なうことを心情とし、そのために行政ともぶつかりながら実績を積み重ね市民権を得てきた。今自主事業に対して行政が規制しないというのは端的にそうした歴史の結果に他ならない。

そして今、その成果が新たな自分たちの経験が篡奪される形で錬金術となりつつある現状について、宅老所は当事者として、きちんと立場を明確にしていく必要があるのではないだろうか。あえて言えば、宅老所はこれを好機として、そろそろ、「泣いた、笑った」といった利用者との関係の中で自足するだけでなく、自分たちがどのようにフランチャイズチェーンのビジネスモデルと異なっているのかを改めて確認していく作業に取り掛かるべきではないだろうか。そしてまた、これまで介護の社会化や質の向上に尽力してきた人々も、この問題について積極的にコミットすべきだと考える。今必要なことは、規制の要求ではなく、このフランチャイズチェーンとは一体何なのかということについての活発な議論なのである。

\*\*\*\*\*

かつてコムスは、自分たちのように経営のうまい人間が介護事業を行えば、何兆円も儲かると豪語したが、利益は不正と労働者の搾取によって得られていたことが明らかになった。そしてまたコムスの事業譲渡に際して、ワタミは儲からない在宅はやらないと正しく判断した。そもそも、介護事業が「公定価格」によって運営されている「擬似市場」である以上、(有料老人ホームという不動産事業を例外として)介護事業にビジネスモデルが成立しないことは重ねて強調されていい。

事実、新たな金儲けとして登場してきているのは、いずれも生活保護者などをターゲットとした貧困ビジネスであり、このフランチャイズチェーンも例外ではなく、今後、利用者の安定的確保という一点で、生活保護受給者を顧客とする貧困ビジネスに向かうことだろう。

しかし、一体に、「洗練された仕組み」とはあるものの、少人数の職員で24時間365日を支える事業が本当のところ、それほど割りのいいビジネスかどうか。利用者である高齢者だけではなく、実際の事業者(あるいは労働者)にとっても心身ともに過酷な労働環境となっていることが想起される。結局のところ、このビジネスはデイサービスの運営事業者ではなくFC本部が儲けるといふビジネスモデルなのではないだろうか。

## お泊りデイサービスのフランチャイズー街の中の難民キャンプに反対する

2010-11-16 介護・介護労働

「お泊りデイサービス」問題が論議されている。それは「お泊りデイサービスの制度化」と「お泊りデイサービスのFC」をめぐる問題であり、両者は「宿泊」という点で表面的には同じ問題

のように見える。しかし、「お泊りデイサービスの制度化」は在宅介護の支援策、いわゆる緊急ショートの整備問題であり、「お泊りデイサービスのFC」は施設の代替物として登場しているというように、その内容は全く異なっている。

そして、重要なのは「お泊りデイサービスの制度化」問題ではなく、「お泊りデイサービスのFC」問題である。なぜなら、「お泊りデイサービスの制度化」問題は、まっとうに考えれば制度化の実効性に疑問符がつく上、議論はすでに「条件付き賛成」として決着しているからである。

一方、「お泊りデイサービスのFC」は、行き場のない高齢者に劣悪な住まいを供給し、それを緊急非難と称してごまかすものである。それは、難民キャンプの運営ビジネスであり、老人介護の錬金術である。

にもかかわらず、多くの人がこの問題を見て見ぬふりをしている。それは、使い勝手の良い「緊急ショート」として、あるいは「必要悪」として宿泊利用をプラン化するケアマネであったり、「自費事業は管轄外」とする行政であったり、個室論争には熱心だが、足元で進行している「老人のネットカフェ」の広がりには目を向けない学者などであったりする。言い換えれば、深い退廃が進行しているのである。

この錬金術の仕組みはシンプルである。既存の民家を使い、さらに宿泊を併用(施設化)することでデイサービスの稼働率を上げる。すなわち、「住まい」の整備を行わずに、恒常的に雑居的な宿泊を行うことによって「高収益」が得られるとするビジネスモデルなのである。

問われているのは、だから、デイサービスの「質」なのではない。施設の(劣悪な)代替物として自らを位置づけ、デイサービス利用を宿泊の条件とする抱き合わせ販売(カップリング)なのである。

そればかりではない。実際は「住まい」として運用することで「高収益」を確保しているのだが、そのことを「緊急かつ一時的な対応」と

主張することで、「緊急ショートの実施によって高い収益を得ている」という誤解を作り出し、結果的に介護報酬の減額を招く可能性すら否定できない。

宅老所に代表される小規模デイサービスは、ニーズベイストの理念を持ち、その理念の実践を通じて人びとの間に規範が形成され共有されていくというオーソドックスな共同性の形成のスタイルを持っている。そうしたスタイルを共有の財産として、地域づくりに生かしていくことが重要である。「新しい発想と洗練された仕組み」などと自称する浅薄なビジネスモデルが地域を壊す前に、小規模デイサービスはその自己認識と志を持って「お泊りデイサービス」の議論に参加しなければならない。